

## EXPORT CONTROL REFORM NEWS (輸出規制改革ニュース)

ホワイトハウス  
報道官オフィス

即時リリース

2010年12月9日

**オバマ大統領は、新しい米国の輸出管理システムの実現に向けてのファーストステップを発表しました。**

WASHINGTON, D. C. -- 本日、オバマ大統領はホワイトハウスで大統領の輸出協議会を開催しました。そこで彼は、次の5年間にわたって輸出を倍増させ、数百万人も米国の新規雇用創出を支援する我々の目標に対して行った進捗状況について議論しました。

会議で、大統領は、8月に大統領により発表された新しい米国の輸出管理システムの実現の一部として、行政当局が一連の規則を公表し、意見の要請を行っていることを発表しました。また、行政当局は、現在、[www.export.gov](http://www.export.gov)において、その輸出管理改革イニシアチブ[率先して提唱する政治の方針]のウェブページを展開しています。それには、複数の省庁によって維持されている多種の審査リストを、初めて、まとめることによって米国の輸出規制要求事項に対する順守を容易にする新しいツールを含んでいます。

今日の発表は以下の内容を含んでいます：

- \* 製品が輸出規制の対象となるか否かについて判断する際に使用される基準及び手続きを提示するドラフトルールの公表。
- \* 品目の一つのカテゴリ（カテゴリVII：タンク及び軍用車両）に対するこれらの基準の適用（新しい方針がどのように適用されるのかについてのサンプルとして理解されるためのもの）。
- \* 輸出規制の対象となる製品にどのような輸出許可方針が適用されるのかについて定めるドラフトルールの公表。

これらの文書を公表する際に、行政当局は、このルールが成立され、規制リストが完成される前に、パブリックコメントを求めています。

この輸出規制改革イニシアチブは2009年8月に発表されました。その発表で、大統領は、我々の現在の輸出管理システムについて、冷戦時代の二極構造の世界に対して設計されたこのシステムが、我々が現在直面している脅威、及び変化する経済的及び技術的な状況に対処するために改訂されることを確実なものとするため、広範囲にわたる省庁間の見直しを指示しました。2010年8月に、見直しの終了後、大統領は、“我々は、現在のシステムの4つのすべての分野（我々は何を規制するのか、我々はどのようにそれを規制するのか、我々はどのようにそれらの規制を実施するのか、そして、我々は我々の規制をどのように管理するのか）において、根本的な改革が必要である”と、発表しました。

大統領は、大統領の輸出協議会（PEC）とのミーティングにおいて、本日の公表について、発表しました。その2010年9月の会議で、PECは、大統領にいくつかの勧告（改革の活動において産業関係者の参加を正式に承認すること及び中小企業が輸出規制法を順守する手助けとなるより多くのリソースを充てることを含む）を行いました。

本日の公表は、これらの勧告に応えるものです。

## 輸出規制改革の発表の背景

### 規制リスト

我々のシステムのすべてのその他の側面については、我々が規制するものを条件としているので、我々の二つの輸出の規制リスト（これらの規制リストは、現在、完全に異なる構造を持っており、規制される製品を規定するのに異なるアプローチを取っており、二つの異なる省庁により執行されている）を再構築することは、今回の改革活動の基礎となるものです。

8月に発表されたように、政府機関は、どの品目が規制されるべきかを決定するための新しい基準を開発しました、そして、どの場合に輸出許可が必要であるかを決定するための互いに補い合う一連の方針を開発しているところです。規制リストの基準は、透明性のあるルール（我々の同盟国、米国の産業関係者及びその外国のパートナーが直面する不確実性を軽減し、かつ、国家安全保障を強化するため、最も機微な品目にまつわるより高い防壁を政府が築くことができるもの）に基礎を置いています。

国防総省のリーダーシップのもとに、18の省庁間のテクニカルチームは、輸出が規制される軍需品（及び必要な範囲においてデュアルユース品目）について、上記の基準を適用するとともに、これらのリストを改訂しています：

- \* このため、上記の基準は、異なる仕向地、最終用途及び最終需要者に対して、規則により厳密に規定されたレベルの規制或いはより寛容なレベルの規制の対象とすべき品目の種類を区別するために“階層構造”になっています；
- \* このため、上記の基準は、品目がどちらのリストで規制されるのかを明確にするため、現在の二つの規制リストの間に“bright line”[明確な境界]を確立するとともに、個々の品目が国務省又は商務省の規制の対象であるか否かについての政府及び産業関係者の不確実性を軽減しています；並びに
- \* このため、上記の基準は、上記の品目が規制品目の単一のリストに、可能性を持って統合されることができるように、構造的に整列配置されています。

行政当局は、米国の軍需品リスト（及び必要な範囲において商務省の規制品目リスト）が、これらの課題を達成するために“ポジティブリスト”として詳細に体系化する必要があるとの結論を下しました。“ポジティブリスト”は、大まかな基準、はっきりした制限のない基準、主観的な基準、包括的な基準、又は設計意図による基準ではなくて、客観的な基準（例えば、馬力又はミクロンのような技術的なパラメータ）を使用して規制品目を記述することをいいます。こうすることによって、我々の現在のシステムを妨げる大部分の管轄権の議論及び曖昧さを終わらせます。

基準を適用することによって、規制リスト掲載品目は、3つの階層のうちの1つの範囲にあるものとして特定されます：

- ・ 最高層にある品目は、米国に決定的な軍事上又は諜報上の優位性を提供するものであって、ほとんど独占的に米国から入手可能なもの又は大量破壊兵器若しくは関連品目です。
- ・ 中央層にある品目は、米国に実質的な軍事上又は諜報上の優位性を提供するものであって、ほとんど独占的に我々の多国間のパートナー及び同盟国から入手可能なものです。
- ・ 最下層にある品目は、米国に重要な軍事上又は諜報上の優位性を提供するものであるが、より広く入手可能なものです。

この可変的な構成は、国の国家安全保障を向上させるとともに、品目の成熟度及び機微度に基づいてリストを焦点を絞っておくため及び最新にしておくために、製品のライフサイクルを通して時宜を得た方法で規制を調整することを可能とします。

## 輸出許可方針

一旦規制品目が一つの階層に配置されると、最も機微な品目に機関による審査の焦点を合わせるため、対応する輸出許可方針が当該規制品目に設定されます。

政府当局は、デュアルユース品目に対する初期の一連の輸出許可方針案を作成しました：

- \* 最高層の品目に対しては、通常、すべての仕向地に向けて輸出許可が必要とされます。第2層の品目の多くは、許可例外又は包括認可のもとに多国間のパートナー及び同盟国に向けての輸出が認可されます。機微度の小さい品目については、いくつかの仕向地（すべての仕向地ではない）に対して輸出許可が必要とされます。
- \* 輸出許可なしに輸出されることが是認される品目については、是認されない仕向地へのこれらの転用を防止するため、これらの品目の再輸出に関して課せられる新たな制限事項があります。
- \* これと同時に、米国政府は、特定国（例えばイラン及びキューバ）並びに禁止されている最終用途及び最終需要者に向けて指示される我々の制裁プログラムを持続します。

## 規則

現在、国務省及び商務省は、それぞれ規則案を公表し、60日以内のパブリックコメントを要請しています。

最初に、国務省は、米国軍需品リスト（USML）のカテゴリーVII（タンク及び軍用車両）を書き換える規則案を公表しました。この提案されたカテゴリーは、省庁間の技術作業部会が米国に重大な軍事上又は諜報上の優位性を提供すると結論を下したこれらの国防物品の“ポジティブリスト”です。国務省は、新しいカテゴリーが、このカテゴリーで規制される品目を明確かつ簡潔に特定することを確保するために、パブリックコメントを要請しています。

改訂されたカテゴリーで規制対象となる品目は、昨年国務省がカテゴリーVIIに関して輸出を許可したものの約26パーセントを占めるに過ぎません。我々は、USML上の本カテゴリーで以前規制されていた品目のおよそ74パーセントが、一旦議会への通知義務が満たされたなら、輸出管理規則の管轄権に移転されることになると予期しています。新しいカテゴリーは、これらの主要な品目及び技術のうち、少なくとも重大な軍事上又は諜報上の優位性を提供することを根拠に規制されるべきものに、よりの確に重点を置いています。一旦、パブリックコメントが受け取られ、行政当局がその改訂されたカテゴリーVIIの最終版を完成させたなら、国務省は輸出管理規則の管轄下に品目を移転するため、議会と協力して通知プロセスを開始します。その時点で、当該機関は、それらの品目のうちどれがEARの商務省規制品リスト（CCL）の上に帰属しなければならないか、そして、どれがCCLにリストされる必要がないかを決定するためのプロセスを開始します。このプロセス終了後、我々はUSMLから移転されるかなりの割合の品目が、輸出許可なしに輸出されることが可能になると予想しています。

第2に、国務省は、他のカテゴリーのモデルとして改訂された明確なカテゴリーVIIを生成するための米国政府の方法論に関する詳細な説明を与える手引き通知を発行しました。

この通知は、また、USML（機密扱いの国防物品及び種々の物品に関するカテゴリーを除く）上の残りの殆んどすべてのカテゴリーについて、一般の方が入力することを要請しており、また、以下について入力することを要請しています：

1. 現在規制されている国防物品について“明確な方法”で記述すること；
2. 各国防物品の提案される規制階層を勧告すること；並びに
3. 現在の国防物品のうち、階層化された規制基準のいずれにも合致しないものを、その結論に至った分析結果の説明をつけて、特定すること。

これらの入力情報は、米国政府が規制リストの改訂においてその作業を継続するので、省庁間の技術作業部会によって精査されることとなります。行政当局には、2011年にそのUSML全体の書き換えを完了するアグレッシブなスケジュールがあります。

第3に、商務省は、同盟国及び多国間レジームのパートナーである提案された一連の国々以外での広範囲な規制品目について、一般の方が、外国製品の入手可能性情報を要請するのに加えて、商務省規制品リストのエントリーへの入力を要請する同様の告示を発行しました。

第4に、商務省は、初期の一連の新しい輸出許可方針を提示する規則案を公表しました。この規則案は、4つのすべての多国間の輸出規制レジーム又はその他のレジームのメンバーであって、NATO加盟国でもある国々に向けて規制品目の輸出を、制定法上及び条約上の要求事項に沿って、可能とする新たな許可例外を創設しようとしています。それは、ワッセナーアレンジメントのベーシックリストで規制される品目の、4つのすべての多国間の輸出規制レジームのメンバー国若しくは支持国、NATO加盟国への輸出、又は歴史的に米国原産品目についての重大な転用若しくは拡散のリスクを示さなかった仕向地における最終用途のための輸出についても認めています。提案された許可例外は、可能性のある不正な再輸出に対する防護手段（仕向地規制ステートメント及び荷受人ステートメントの要求事項を含む）を与える新たな要求事項を課します。

輸出規制改革イニシアチブ[率先して提唱する政治の方針]（オンライン）

現在、政府当局は、また、その輸出規制改革イニシアチブのウェブページ（[export.gov](http://export.gov)の新しい構成項目）をデビューしました。それは政府の初めての統合された電子的審査リストを特徴としています。そして、それは輸出者の法令順守を高めることとなります。今まで、輸出者は、米国原産の商品を受け取る前に、制裁規定を設けられているか、さもなければ特別な精査を必要とするいずれかの者に、彼らが輸出しなかったことを確実なものとするため、どのリストにも公表されていない名前に関して、異なる省庁により維持されており異なるフォーマットで公表された異なるリストをチェックするか、毎日官報を読まなければなりませんでした。

初めて、輸出者は、輸出規制の制限又は特別な要求事項のある者について、米国政府全体で維持されている事実上何千もの名前の単一の電子的なリストをダウンロードすることができます。

これは、特に中小企業にとって、かなりの時間を節約し、かつ法令順守の利益を与えます。

これらすべてのステップ（すなわち、何が規制されているのか、それはどのように規制されているのか、及び品目が最後にそうしてはならない所に行かないことを確実なものとするためにいかに調べるのかについてより明らかに確認するステップ）は、具体的な結果として、輸出規制に対する行政当局の共通的なセンスを履行することとなります。この透明性は、我々の輸出管理システムが、それが目的とした、我々の国家安全保障を守る際の主要なツールとして作用することを確実にします。

我々は、我々の輸出管理システムに対して改訂案を引き続き公表するので、行政当局は、議会及び輸出管理団体との活動を続けていきます。

###